

福島県社会福祉課からのお知らせ

生活保護法による医療扶助について

平成26年7月

保険医療機関、保険薬局の皆様には、日頃より生活保護法による医療扶助の適正な実施に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今般、平成26年7月に生活保護法が改正され、指定医療機関制度等について下記のとおり見直しがなされました。

よって、現行の生活保護法の指定を受けている指定医療機関は、平成27年6月30日までに、別添の指定申請書等を御提出いただかないと、その指定の効力が失われますので、お早めに指定医療機関の住所地を所管する福祉事務所（下記参照）へ御提出いただきますようお願いいたします。

1 法改正による指定医療機関制度等の見直し内容について



- ・ 指定要件（生活保護法第49条の2第2項及び第3項）及び指定取消要件（法第51条第2項）について規定されました。
- ・ 指定の有効期間について規定され（法第49条の3）、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなりました（最初の指定の更新については、6年後までではなく、健康保険法第68条第1項の規定により同法第63条第3項第1号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までとなります。ただし、施行日（7月1日）から1年以内に当該前日が到来する場合は、当該前日から6年を経過する日までとします。また、指定訪問看護事業者等の最初の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者（介護保険法による指定を受けているものを除く。）にあつては、施行日から6年を経過する日までとします。上記以外の訪問看護事業者等にあつては、介護保険法の指定の有効期間の満了日までとなります。ただし、当該日が施行日から1年以内に到来する場合は、当該日から6年を経過する日までとなります。）。)
- ・ 指定の更新申請について、指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤をしているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3

月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされますので（法第 49 条の 3 第 4 項）、申請書に該当の有無を記載してください。

- ・ 健康保険で指定取消があった場合には、生活保護の指定取消ができることが規定され（法第 51 条第 2 項第 1 号）、また、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することが規定されました（法第 83 条の 2）。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるように、指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることが規定されました（法第 54 条）。
- ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合には、その返還額のほか、100 分の 40 を乗じた額以下の金額を徴収することができるものと規定されました（法第 78 条第 2 項）。

2 指定医療機関制度

迅速な保護の決定のため、福祉事務所が依頼する医療要否意見書等の作成に御協力をお願いします。

生活保護法第 49 条の規定により、医療扶助を担当する医療機関等は県知事（中核市にあっては市長）による指定を受ける必要があります。

指定を希望する場合は、指定申請書等を当該医療機関等の所在地を所管する福祉事務所（下記参照）に提出してください。

健康保険法等の医療機関コードが変更される場合は、廃止届及び新たに指定申請が必要となります。

また、医療機関等の名称や所在地等を変更した場合は、変更届が必要となります。

指定申請書等の様式は、福島県社会福祉課＜生活保護関連＞のホームページからダウンロードすることができます。

●指定医療機関の義務●

指定医療機関は、生活保護法及び指定医療機関医療担当規程等の定めるところにより、医療を必要とする被保護者の医療を担当しなければならないとされています。

詳しくは「指定医療機関等の手引」（当課HPに掲載）を御覧ください。



3 後発医薬品の使用促進



後発医薬品の使用促進については、国全体で取り組んでいるところであり、生活保護の医療扶助においても、生活保護受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでおります。

このことに関しては、生活保護法第34条第3項及び指定医療機関医療担当規程等に定めがあり、指定医療機関の医師又は歯科医師は、後発医薬品の使用を考慮し、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならないこと、また、指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならないこと、さらに、その薬局の薬剤師は、医師が後発医薬品への変更を認めている場合は、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行い、かつ、後発医薬品を調剤するよう努めなければなりません。

なお、指定医療機関である薬局が、医師が後発医薬品への変更を認めている場合に、先発医薬品を調剤した場合は、その事情等を福祉事務所へ伝達することとなっております。

指定医療機関の皆様には、医療扶助における後発医薬品の使用促進について、今後とも、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

4 他法他施策の活用について

精神通院医療や人工透析医療など
自立支援医療制度の活用を！

生活保護制度の基本的な考え方の一つとして、他法他施策の活用という原則があります。

例えば、人工透析医療や精神通院医療を受ける場合には、自立支援医療制度の活用について、事前に十分な検討が必要となります。

自立支援医療制度による医療の活用が可能な場合は、生活保護法による医療扶助の適用は、原則行われませんので御注意ください。

●優先される他法他施策の一例●

身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、老人福祉法、災害救助法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、健康保険法、労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保障法、母子保健法など

お問い合わせ先

〒960-8670（住所の記載を省略できます）

福島県保健福祉部社会福祉課（生活保護担当）

電話 024-521-7323 FAX 024-521-7917

メールアドレス shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp

【中核市を除く市及び町村】

福祉事務所名		所在地	電話番号
市 福 祉 事 務 所	福島市福祉事務所	〒960-8111 福島市五老内町 3 - 1	024-535-1111 (内 3514)
	会津若松市福祉事務所	〒965-0871 会津若松市東栄町 3 番 46 号	0242-39-1292 (直)
	白河市福祉事務所	〒961-8602 白河市八幡小路 7-1	0248-22-1111 (内 2726)
	須賀川市福祉事務所	〒962-0054 須賀川市牛袋町 5	0248-88-8113 (直)
	喜多方市福祉事務所	〒966-8601 喜多方市御清水東 7244-2	0241-24-5228 (直)
	相馬市福祉事務所	〒976-8601 相馬市中村字大手先 13	0244-37-2205 (直)
	二本松市福祉事務所	〒964-8601 二本松市金色 403-1	0243-55-5111 (内 282)
	田村市福祉事務所	〒963-4393 田村市船引町字馬場川原 20	0247-81-2273 (直)
	南相馬市福祉事務所	〒975-8686 南相馬市原町区本町 2-27	0244-24-5243 (直)
	伊達市福祉事務所	〒960-0692 伊達市保原町舟橋 180 番地	024-575-1264 (直)
	本宮市福祉事務所	〒969-1192 本宮市本宮字万世 212	0243-33-1111 (内 129)
県 福 祉 事 務 所 (町 村 域 を 所 管)	県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町 8-30	024-534-4301 (直)
	県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町 153-1	0248-75-7812 (直)
	県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市郭内 127	0248-22-5483 (直)
	会津保健福祉事務所	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40	0242-29-5281 (直)
	南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0307 (直)
	相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1136 (直)

【中核市】

福祉事務所名		所在地	電話番号
郡山市福祉事務所		〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7	024-924-2611 (直)
いわき市保健福祉部保健福祉課		〒970-8686 いわき市平字梅本 21	0246-22-7450 (直)
平地区 保健福祉センター	〒970-8686	いわき市平字梅本 21	0246-22-7459 (直)
小名浜地区 保健福祉センター	〒971-8162	いわき市小名浜花畑町 34-2	0246-54-2111 (内 5168)
勿来・田人地区 保健福祉センター	〒974-8232	いわき市錦町大島 1	0246-63-2111 (内 5379)
常磐・遠野地区 保健福祉センター	〒972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷 76	0246-43-2111 (内 5581)
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	〒973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8693 (直)
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	〒979-0201	いわき市四倉町字西 4-11-3	0246-32-2114 (直)
小川・川前地区 保健福祉センター	〒979-3122	いわき市小川町高萩字下川原 15	0246-83-1329 (直)

【県庁】

保健福祉部社会福祉課 (生活保護担当)	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	024-521-7323 (直)
------------------------	-----------------------	------------------

様式第43号の1

生活保護法等指定医療機関 指定・指定更新 申請書

生活保護法第49条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる同法の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

フリガナ 名 称			医療機関コード						
所在地	〒 - Tel () -								
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在地)	〒 -							
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日					
	住所	〒 -							
診療科名									
病床数	一般	床 (床)		結核	床 (床)				
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)				
	精神	床 (床)							
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定(申請)					
介護保険法による指定 (訪問看護事業者のみ記載)	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定(申請)					
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有	左欄の「有」に該当する場合、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。	氏 名						
	・								
	・								
	無								
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)								

平成 年 月 日

福島県知事

〒 -
住所

申請者(開設者)

Tel () -

氏名

印

様式第43号の1(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して知事に提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、福島県告示等により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

<p>生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない 旨の誓約書</p>	
福 島 県 知 事	年 月 日
<p>下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない ことを誓約します。</p>	
住 所 氏名又は名称	印
<p>(誓約項目) 生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係</p>	
<p>1 第 2 項第 2 号関係 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな るまでの者であること。</p>	
<p>2 第 2 項第 3 号関係 開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも のの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなるまでの者であること。</p>	
<p>※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定</p>	
<p>1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)</p>	
<p>2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)</p>	
<p>3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)</p>	
<p>4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)</p>	
<p>5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)</p>	
<p>6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)</p>	
<p>7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)</p>	
<p>8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)</p>	
<p>9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)</p>	
<p>10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)</p>	
<p>11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)</p>	
<p>12 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)</p>	
<p>13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)</p>	
<p>14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)</p>	
<p>15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)</p>	
<p>16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)</p>	
<p>17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)</p>	
<p>18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)</p>	
<p>19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)</p>	
<p>20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)</p>	
<p>21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)</p>	
<p>22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)</p>	
<p>23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)</p>	
<p>24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)</p>	
<p>3 第 2 項第 4 号関係 都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開 設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事</p>	

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

5 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

8 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

9 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。